

図表4-1-8 ▶ 「NTTの再編成についての方針」

郵政省は、本年三月二十九日の閣議決定（「規制緩和推進計画の改定について」）に基づき、NTTの在り方について検討を進めてきたところであるが、この度、左記の通りNTTを再編成する方針を定めた。

郵政省としては、本方針によって必要な調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出する予定である。

記

- 一 日本電信電話株式会社（以下NTTと呼ぶ）を純粋持株会社の下に、長距離通信会社と二の地域通信会社に再編成する。
- 二 長距離通信会社は、基本的に県を超える通信を扱う、民間会社とし、新たに国際通信にも進出しようものとする。
- 三 地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う、特殊会社とし、当該エリアにおける電話をあまねく確保する責務を負う。地域通信各社の営業エリアは、東日本（北海道、東北、関東、東京、信越）、西日本（東海、北陸、関西、中国、四国、九州、沖縄）とする。
- 四 持株会社は、地域通信各社の株式の全てを保有するとともに、基盤的な研究開発を推進する特殊会社とする。また、持株会社は、長距離通信会社の株式の全てを保有するものとする。
- 五 研究開発のうち、基盤的研究開発については、持株会社に一元的に行わせるとともに、事業に密着した応用的研究開発は、長距離通信会社、地域通信各社において行わせる。
- 六 NTTは、国際通信進出を視野に置き、海外における通信事業への参入及び出資、並びに多国籍企業等のグローバルな情報流通ニーズへの対応などに積極的に取り組むものとする。
- 七 公正有効競争を担保するための条件を、長距離通信会社と地域通信会社との間に確保する。
- 八 郵政省は、再編成の実施のために、独占禁止法、商法等の関係法令、及び、譲渡益課税、連結納税等の税制上の特例措置について、政府内の調整を進める。
- 九 郵政省は、その他、再編成に関連して、必要な事項について、関係者の意見を聴取しつつ、所要の調整を進め、次期通常国会に所要の法律案を提出するものとする。

（参 考）

平成八年三月二十九日閣議決定「規制緩和推進計画の改定について」（抜粋）

NTTの在り方については、現在の情報通信の国際市場をめぐる情勢、国内における競争状態をとりまく環境に留意すれば、早急に措置すべき重要課題であるが、七年度内に結論を得ることは困難である。

したがって、本件については、電気通信審議会の答申の趣旨に沿って、関係者の十分な意見も聴取しつつ、規制緩和と、接続関係の円滑化を推進するとともに、次期通常国会に向けて結論を得ることが出来るよう引き続き検討を進める。

出所：総務省（旧郵政省）「NTTの再編成についての方針」（1996年12月6日）

一連の議論を踏まえ、政府は1996年3月にNTTの経営形態問題を継続審議とし、最終的な結論を1997年1月の次期通常国会に先送りすることを閣議決定した。その後の1996年8月1日付読売新聞は「橋本首相が郵政省事務次官に対し、NTTの国際通信事業進出を認めるなど、大胆な規制緩和の断行を求めた」と報じ、8月29日付では「今年の先進国首脳会議（サミット）で各国首脳が通信の国際化を国家戦略に位置付けていることを知り、NTTの現状に危機感を抱いたため」と伝えている。さらに同紙は9月2日付で「郵政省は1日、NTTの海外事業促進を図るため、今月中旬にも同省による連絡会議を設置すると明らかにした」と報じた。

このような動きを経て、NTTと郵政省は協議し、郵政

省は1996年12月、「NTTの再編成についての方針」（図表4-1-8）を発表。NTTはこれを基本的に了承すると表明し、持株会社制度の解禁、分離分割に伴う事業譲渡益課税、連結納税制度など、今後解決すべき課題を残しつつも再編成を実施する方向がまとまった。翌1997年2月25日には与党三党が持株会社の原則解禁を含む三党合意を正式決定し、翌26日に自由民主党税制調査会がNTT再編に伴う法人税軽減などの租税特別措置を了承した。こうした経緯を経て、1997年6月には「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」が成立し、1999年7月1日に同改正法が施行され、再編成による新たな体制が正式にスタートした（図表4-1-9）。